

三春町再犯防止推進計画

【令和5年度～令和8年度】

～地域で見守り、ともに輝けるまち 三春～



令和5年3月

三春町

～はじめに～

社会のなかには一人ではどうにもならない“生きづらさ”があります。
犯罪や非行の背景にも“生きづらさ”があることは少なくありません。

自らの過去と向き合い、生きづらさを抱えながらも生きていく人たち。
その姿を受け入れ、生きづらさを支えるコミュニティが必要です。

立ち直りを支える家庭・地域をつくるためには、
一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちが
それぞれの立場で関わっていく必要があります。

立ち直ろうとする人のそばにいて、寄り添う。
立ち直りを支援する人たちの活動を、応援する。
立ち直りを応援するメッセージをフォローする、広める。
そして、立ち直ろうとする人の“生きづらさ”に思いを寄せる。

一人ひとりにできることが重なりあえば、大きなコミュニティがつくられていきます。

立ち直ろうとする人が向かうその先に、
もっともっと大きな“生きづらさを包み込むコミュニティ”を

“社会を明るくする運動”が目指す、立ち直り支援の輪に、ぜひ参加してください。

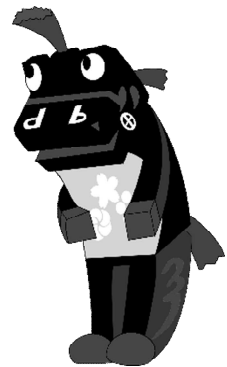
法務省：第72回社会を明るくする運動 広報用リーフレットを参考に作成

～立ち直ろうとしている方・そのご家族へ～

地域で生活する上で、分からないことや困っていること、支援のための悩みなどは、町保健福祉課が相談窓口となります。

ご本人やご家族、関係機関(保護観察所、地域生活定着支援センター、自立更生促進センター、更生保護法人¹、保護司の方等)からの相談に応じます。

関係する機関や団体・個人も含め地域の方々と連携し、自立した生活が送れるための課題や必要な支援について共に考え、実現を目指します。



1 法務大臣の認可を受け、保護観察所からの委託により、犯罪をした者等の中で住居がないなどの理由から自立した生活を送ることが難しい者を一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けることを目的とした法人

目次

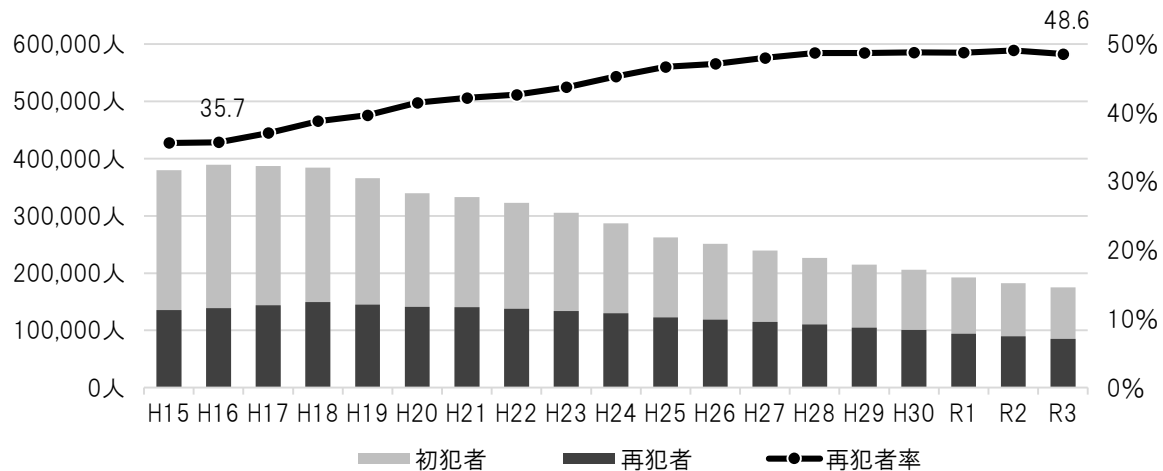
～第1章 計画策定の趣旨～	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の対象.....	3
第5節 計画の策定経過.....	3
～第2章 犯罪情勢等～	4
第1節 国の動向.....	4
第2節 福島県の動向.....	4
第3節 県内の刑法犯検挙者の状況.....	6
第4節 県内の再犯防止対象者の状況.....	7
第5節 県内の再入所者の状況.....	8
第6節 再犯防止に関わる各種団体等の状況.....	9
第7節 関係団体ヒアリング調査の結果.....	10
～第3章 計画の方向性～	12
第1節 目指す姿.....	12
第2節 基本方針.....	13
～第4章 施策の展開～	14
第1節 安心して生活できる居場所づくり.....	14
第2節 適切かつ切れ目ない行政サービスの提供.....	15
第3節 一人ひとりの状況に応じたサポート体制の構築.....	16
第4節 社会や地域で見守り、支える環境づくり.....	17
第5節 多機関連携・協働によるつながりづくり.....	18
～第5章 計画の推進～	19
第1節 計画の推進体制.....	19
第2節 計画の進行管理.....	19
～ 参 考 ～ 再犯の防止等の推進に関する法律	20

～第1章 計画策定の趣旨～

第1節 計画の目的

我が国の刑法犯検挙者数は平成16年をピークに年々減少しており、内訳をみると再犯者数も緩やかに減少していますが、再犯者率（検挙人員に占める再犯者数の割合）は増加傾向となっており、令和3年には5割近くとなっています。

■刑法犯検挙人員と再犯者・再犯者率の推移/令和4年版 再犯防止推進白書



平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、翌年12月には平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、都道府県・市町村においても国の再犯防止推進計画を勘案し、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務となりました。

犯罪や非行をした方の中には、貧困や疾病、厳しい生活環境等から様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている方も少なくありません。再犯を防止するためには、刑事司法関係機関だけの取り組みでは限界があり、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援を国・都道府県・市町村・民間団体が密に連携を図りながら、実施していく必要があります。

このような現状を踏まえ、三春町においても「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち三春—いつまでも住みよい自慢しあえるまちづくり—」を目指し、誰もが生きづらさを抱えたまま地域で孤立することなく、地域社会の一員として生活を送ることができるよう、「三春町再犯防止推進計画」（以下、本計画という）を策定します。



政府広報オンライン「再犯を防止して安全・安心な社会へ」より

第2節 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画です。

また、町の最上位計画である「三春町長期計画」に基づく再犯防止推進施策を定めた計画であり、「三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめとした保健福祉分野や教育分野、住宅分野における個別計画との整合・連携を図ります。また、国や県の関係する法律・計画とも整合を図ります。

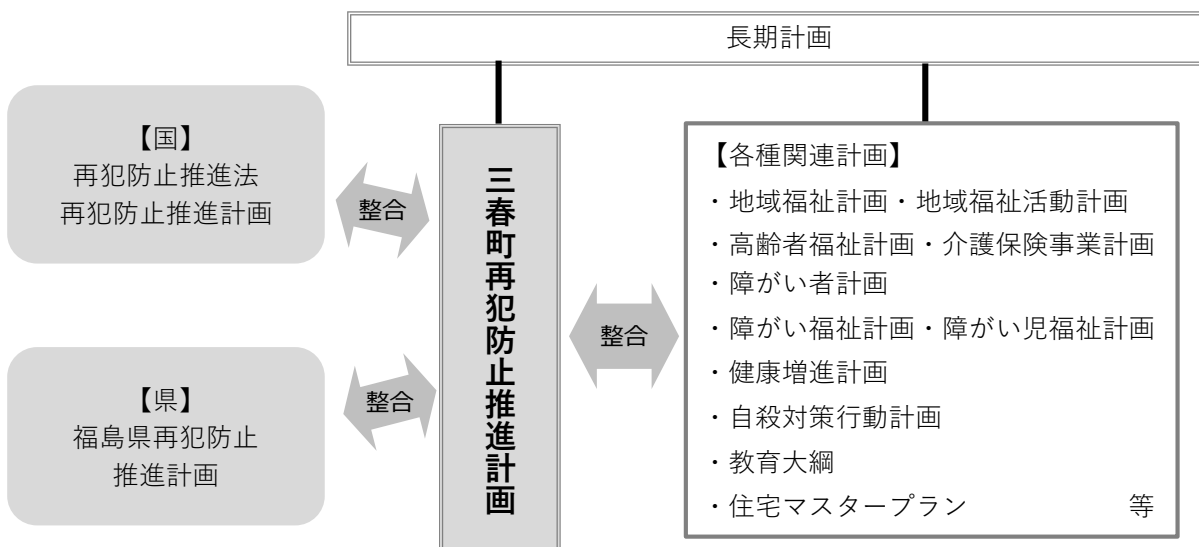
■再犯防止推進法（該当箇所のみ抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

■各種法律や計画との関係性



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。ただし、町の状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。また、次期計画の見直しにあたっては、「三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定する予定をしています。

■計画期間

	R05	R06	R07	R08	R09	R10
第7次三春町長期計画	H27～	見直し	次期計画			
三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画	R04～			見直し	次期計画	
三春町再犯防止推進計画				見直し	包含	

第4節 計画の対象

本計画で扱う再犯防止推進施策の対象者は、「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条において「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」と定義しており、刑務所等の矯正施設²退所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。

■再犯防止推進法（該当箇所のみ抜粋）

（定義）

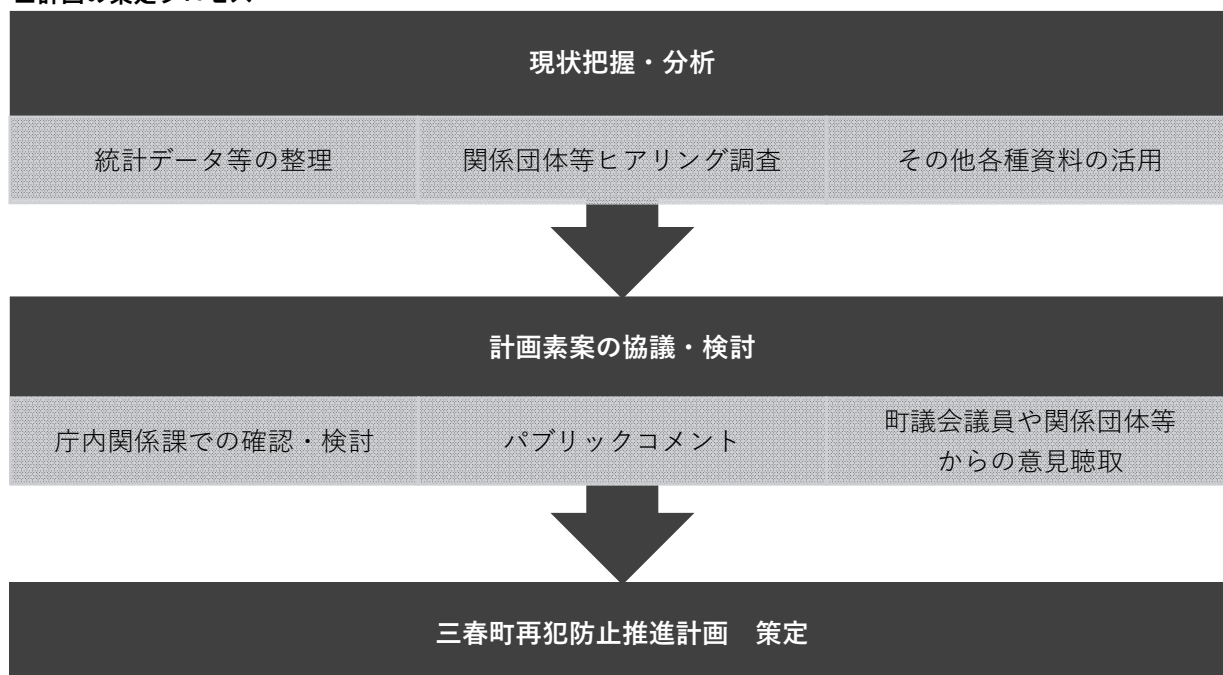
第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

第5節 計画の策定経過

本計画は、以下の流れで現状把握・計画策定を行いました。

■計画の策定プロセス



² 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所（少年の心身の鑑別や地域社会における非行や犯罪防止に関する援助等を行う）及び婦人補導院を指す。

～第2章 犯罪情勢等～

第1節 国の動向

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において「再犯防止推進計画」の策定が定められたことを受け、再犯防止推進計画等検討会での議論等を経て、平成29年12月に策定・公表されました。国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間（平成30年度～令和4年度まで）で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画になります。

■再犯防止推進計画

基本方針	重点課題
<ul style="list-style-type: none">①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成	<ul style="list-style-type: none">①就労・住居の確保等②保健医療・福祉サービスの利用の促進等③学校等と連携した修学支援の実施等④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等⑥地方公共団体との連携強化等⑦関係機関の人的・物的体制の整備等

第2節 福島県の動向

福島県では、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、犯罪をした者等が社会復帰をするための仕組みづくりの推進と犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解促進を目指し、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「福島県再犯防止推進計画」を策定しています。

■福島県再犯防止推進計画

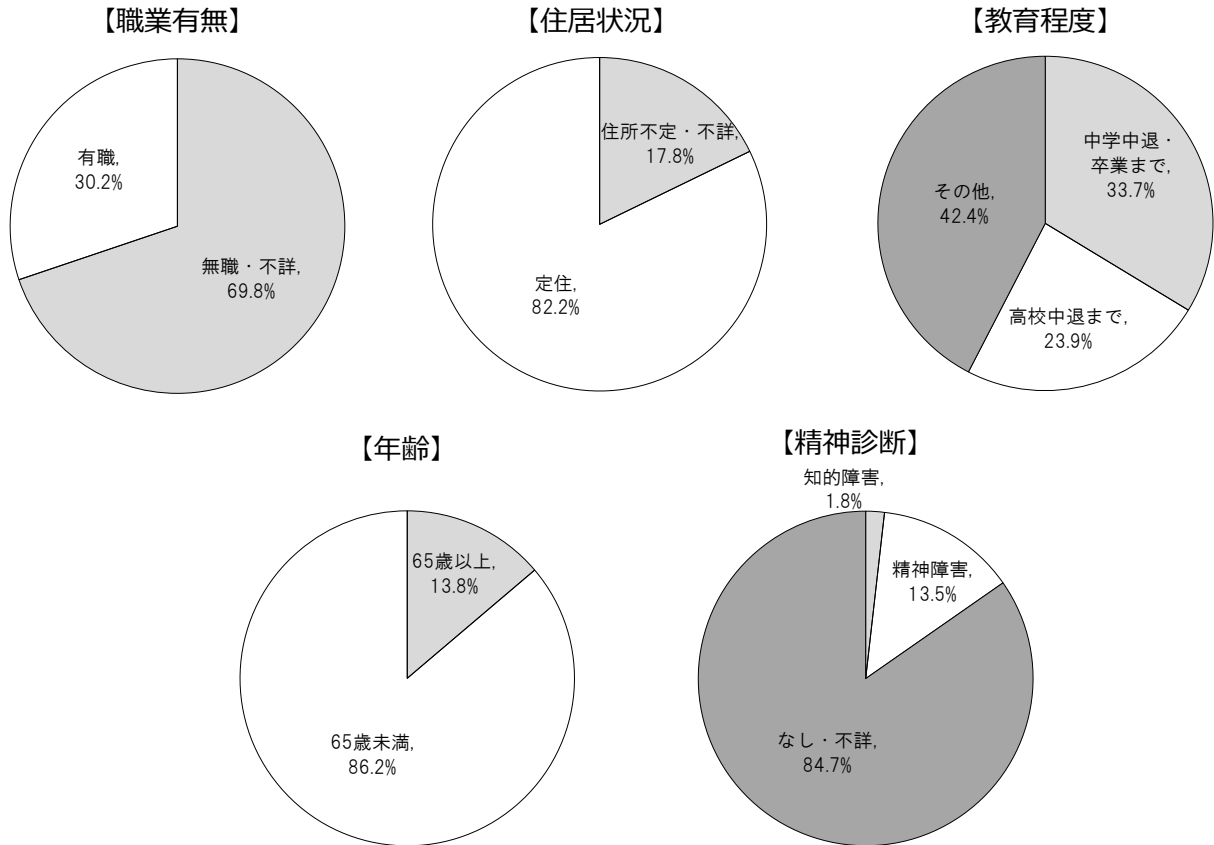
基本方針
犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会の一員となることができるよう「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止推進施策を総合的に推進すること
施策体系
I 支援実施機関（国、市町村、民間団体）との連携強化
II 支援制度の活用促進
III 支援協力者の育成・確保
IV 県民の理解を得るための広報啓発の実施

《矯正統計からみる受刑者の背景》

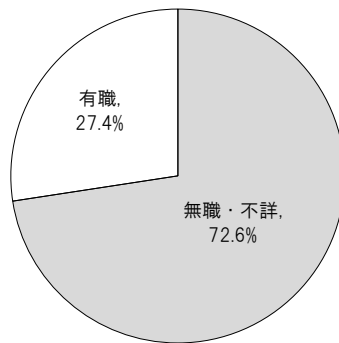
矯正統計による新受刑者(新たに刑務所に入る人)の属性をみると、無職であったり住居がない等、何らかの“生きづらさ”を抱えていると考えられる層が一定数いることがうかがえます。

また、再入受刑者のうち再犯時に職業が「無職・不詳」であるケースが7割を占めており、生活の再建に向けた支援の重要性がうかがえます。

■新受刑者の属性（令和3年）



■再入受刑者の職業有無（令和3年）



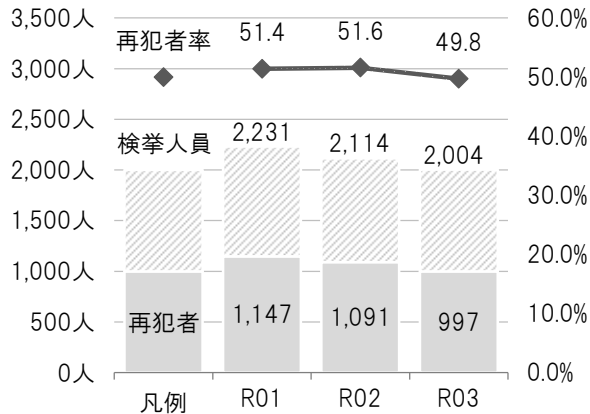
資料：矯正統計

第3節 県内の刑法犯³検挙⁴者の状況

1 刑法犯検挙者及び受刑者⁵の推移

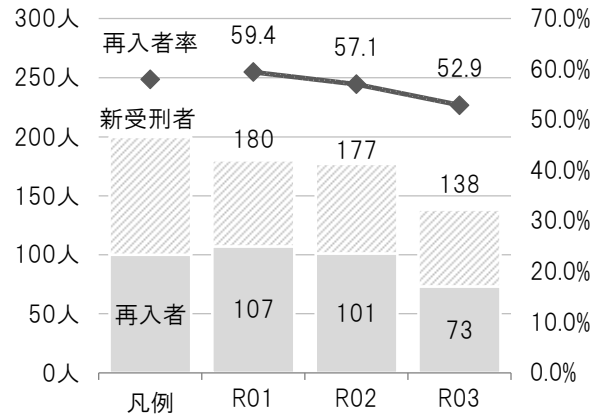
福島県では、刑法犯検挙者は年々緩やかに減少しており、再犯者率⁶についても検挙者の約半数を占めているものの、検挙者と同様に年々減少しています。また、新受刑者及び再入者⁷数についても同様に減少しています。

■福島県の刑法犯検挙者の推移



資料：福島県警察本部

■福島県の新受刑者及び再入者の推移

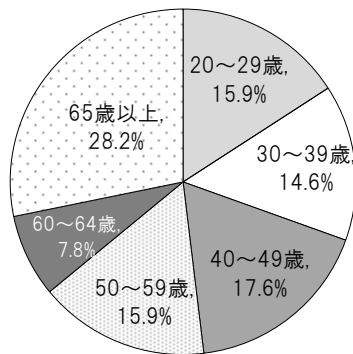


資料：仙台矯正管区⁸

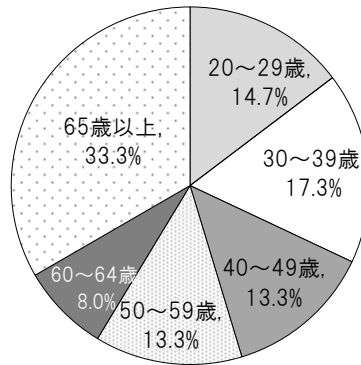
2 刑法犯検挙者の年齢層割合

刑法犯検挙者の年齢層について、福島県では「65歳以上」が2割台後半と最も多く、次いで「40～49歳」となっています。田村警察署管内では「65歳以上」が3割台と最も多く、次いで「30～39歳」「20～29歳」となっています。

■福島県 (R01～R03 合計)



■田村警察署管内 (R01～R03 合計)



資料：法務省矯正局のデータを基に三春町で作成

3 刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。

4 検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とする事。

5 懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。

6 犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標。

7 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者及び少年矯正施設に2度以上入所・入院した者。

8 法務省の地方支部局として、矯正施設の適正な管理及び運営のため、施設への指導・監督を行う。

第4節 県内の再犯防止対象者の状況

福島県内の再犯防止対象者数については、ほぼ横ばいとなっているものの、「保護観察の処分を受けた非行少年」や「少年院からの仮退院者」は減少傾向となっています。また、満期出所で県内帰住希望の方は40人前後で推移しています。

■福島県内の再犯防止対象者の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
①満期出所者 ⁹ で県内帰住希望だった者	42	52	38
②保護観察 ¹⁰ の審判等を受けた者	623	575	535
【1号観察】保護観察の処分を受けた非行少年	174	156	113
【2号観察】少年院からの仮退院者	38	21	16
【3号観察】刑務所からの仮釈放者 ¹¹	197	191	195
【4号観察】執行猶予者	214	207	211
③犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者	1,194	1,247	979
合計	1,859	1,874	1,552

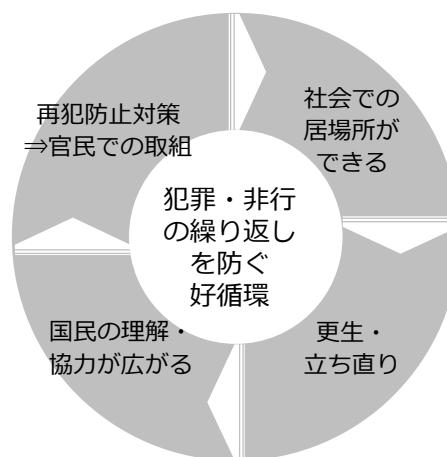
資料：仙台矯正管区から関係機関に問い合わせ、取りまとめたデータ

《宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ》

再犯の背景として、出所後に仕事や帰るべき場所がなく、社会で居場所がないことにより孤立し、結果として犯罪・非行を繰り返してしまう悪循環が指摘されています。

犯罪・非行の繰り返しを食い止めるためには、犯罪をした者等を社会・地域で孤立させないことが大切です。

また、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会で受け入れる体制づくりをいかに進めていくかが大きな鍵となっています。



資料：法務省ホームページより

9 収容期間を満了して刑務所等を出所すること。

10 犯罪をした人又は非行のある少年が社会の中で更生できるように、社会内において保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。保護観察中、保護観察対象者には必ず守らなければならないルール「遵守事項」が課され、違反した場合は矯正施設（刑務所・拘置所・少年院等）に収容するための手続をとることがある。

11 収容期間満了前に仮に釈放して保護観察のもと更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図る制度。仮釈放には、家族等の身元引受人の存在が必要となる。身元引受人等がいないと満期釈放となり、結果として保護観察を受けずに社会に出ることになる。

第5節 県内の再入所者の状況

福島県内の再入所者数について、罪種別内訳をみると「覚醒剤」や「窃盗」が最も多く、再犯者率も高くなっています。年齢別では、「65歳未満」の入所者の方が多いものの、再犯者率では「65歳以上」の方が高い傾向にあります。犯行時の職業については、「無職」の入所者の方が多いものの、再犯者率では「仕事あり」の方が高くなっています。

■福島県の再入所者の状況

		令和元年	令和2年	令和3年
罪種名				
覚醒剤	入所者数	42人	46人	34人
	再入者数	32人	32人	22人
	再犯者率	76.2%	69.6%	64.7%
性犯罪	入所者数	3人	2人	3人
	再入者数	3人	0人	1人
	再犯者率	100.0%	0%	33.3%
傷害・暴行	入所者数	13人	4人	3人
	再入者数	7人	3人	2人
	再犯者率	53.8%	75.0%	66.7%
窃盗	入所者数	31人	81人	53人
	再入者数	21人	46人	32人
	再犯者率	67.7%	56.8%	60.4%
年齢別				
65歳以上	入所者数	31人	31人	25人
	再入者数	21人	21人	12人
	再犯者率	67.7%	67.7%	48.0%
65歳未満	入所者数	149人	146人	113人
	再入者数	86人	80人	61人
	再犯者率	57.7%	54.8%	54.0%
犯行時の就業状況				
仕事あり	入所者数	67人	44人	45人
	再入者数	41人	28人	26人
	再犯者率	61.2%	63.6%	57.8%
無職	入所者数	113人	133人	93人
	再入者数	66人	73人	47人
	再犯者率	58.4%	54.9%	50.5%

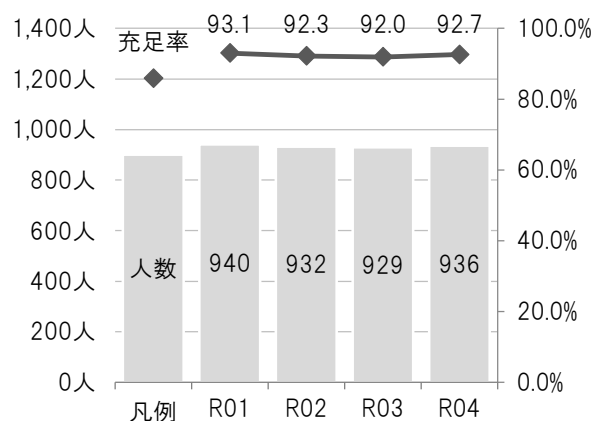
資料：仙台矯正管区

第6節 再犯防止に関わる各種団体等の状況

再犯防止に関わる各種団体等の状況については、福島県の保護司¹²数及び充足率が930人前後、90%以上でほぼ横ばいとなっています。また、協力雇用主¹³については福島県では400～500事業所で年々増加しており、田村警察署管内では8事業所でほぼ横ばいとなっています。なお、田村地区保護司会三春町支部では、保護司の定数9名に対して、同数の9名が在籍しています。

さらに、社会を明るくする運動への参加者については、全国と福島県ともに減少傾向となっており、令和2年からは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大きく減少しています。

1 福島県の保護司数及び充足率の推移



2 協力雇用主の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
福島県	444 事業者	466 事業者	502 事業者
田村警察署管内	8事業者	8事業者	8事業者

資料：福島保護観察所¹⁴

3 社会を明るくする運動への参加者の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	2,769,306 人	3,228,710 人	2,969,544 人	577,047 人	867,395 人
福島県	25,029 人	24,173 人	23,947 人	3,595 人	4,816 人

資料：福島保護観察所

《その他再犯防止に関わる各種団体について》

■更生保護女性会

更生保護活動に協力するボランティア団体であり、会の綱領に基づいて活動できる女性であれば原則誰でも参加できるとされています。～更生保護女性会綱領～

- 私たちは 一人ひとりが人として尊重され、社会の一員として連帯し、心豊かに生きられる明るい社会をめざします
- 私たちは 更生保護の心を広め、次代を担う青少年の育成に努めるとともに、関係団体と連携しつつ、過ちに陥った人たちの更生のための支えとなります
- 私たちは 知識を求め自己研鑽に励むとともに、あたたかな人間愛をもって明るい社会づくりのために行動します

■BBS会

Big Brothers and Sisters Movement の略で、少年・少女たちに同世代の兄や姉のような身近な存在として接し、非行防止活動を行ったり健やかな成長を支援するボランティア団体です。

12 犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、非常勤の国家公務員となります。保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行います。

13 犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用する民間の事業主を「協力雇用主」といいます。協力雇用主として犯罪をした者等の受け入れを行うには、保護観察所へ登録する必要があります。

14 犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予になった者に対して、保護観察を行う法務省の期間。

第7節 関係団体ヒアリング調査の結果

1 実施概要

実施方法	①調査票による対面の聞き取り調査 ②調査票の回答結果を基に、関係機関・団体による意見交換会を実施
調査対象者	田村警察署、田村地区保護司会三春町支部、三春町更生保護女性会、三春町民生児童委員協議会、三春町小中学校校長会、福島県立田村高等学校、田村地方基幹相談支援センター、三春町地域包括支援センター、庁内の関係課及び担当者 ※②については、計画策定アドバイザーとして仙台矯正管区と福島保護観察所も同席
調査日	①令和4年9月1日（木）～9月21日（水） ②令和4年10月24日（月）

2 調査結果 ～再犯者を取り巻く現状・必要な支援～

(1) 日常生活

- ・再犯者の中では高齢者や障がい者が全体の約15%以上、出所した時に住むところがなく住所不定が全体の約15%程度等、複合的な要因から再犯につながっている傾向がある。
- ・家族から保証人を断られるケースもある。
- ・社会に出ても、刑務所の方が生活しやすく、再び刑務所に戻ろうとする人もいる。
- ・子どもだけや保護者だけでなく、家庭全体を支援することが必要だと思う。
- ・保護観察期間を終えてからも、何か不安や悩みがあった時に相談できる場所につなげることが必要だと思う。
- ・再犯をさせないための孤立の防止。出所後の居場所づくりが重要だと思う。



(2) 就労・活躍の場

- ・保護観察期間中、再就職の場所（企業）が増えるよう、各企業（雇用主会の協力）の支援が必要と考える。
- ・地域で犯罪をした方が更生後、働く受け皿を増やしてほしい。
- ・再犯をさせない仕事のあっせんが必要だと思う。（例：窃盗歴有犯⇒物品販売×クリーンアップ、整備作業等）
- ・協力雇用主が求めているニーズと出所者の特性をマッチングさせることが必要だと思う。
- ・本人の得意なことを引き出す環境づくりが必要だと思う。
- ・障がい者等の集団活動の場が必要だと思う。



(3) 地域

- ・隣近所の付き合いや見守りが昔と比べると希薄化している。かわりを持たなくなってきている、持たなくても良いと感じている住民が増えていると思う。
- ・地域の理解については、まだまだ協力的ではないと感じている。
- ・再犯者が出所した時の地域の受入れ支援が必要だと思う。
- ・三春町は小さな町であるため、正確な情報でないのにあらぬ噂が広まることもあるため、本人の更生・社会復帰の妨げになると思う。
- ・出所後の地域住民の理解が必要だと思う。
- ・この計画を基に地域住民の皆さんと協力しながら、取り組みを進めていくことが重要だと思う。
- ・受刑者の更生に対する理解を知ってもらうための、地域住民への啓発が必要だと思う。
- ・マイノリティな立場の方々の状況の理解の促進が必要だと思う。



(4) 支援団体等

- ・会員の減少、高齢化が進んでいる。
- ・人員不足。専門性のある相談支援員がいないため経験が必要だと思う。
- ・広範囲のため活動がむずかしい。
- ・再犯防止の最前線で活動している保護司の活動内容（民生児童委員協議会例月定例会や地区サロン等での保護司の活動の講話研修開催等）の周知が必要だと思う。
- ・関係機関・団体同士の連携が重要だと思う。
- ・保護司等との情報共有が重要だと思う。
- ・どのようなことができるのかわからない。



～第3章 計画の方向性～

第1節 目指す姿

本計画は、本町で生活を送る犯罪をした者等の地域社会への円滑な社会復帰とその社会復帰をサポートする側も支援する計画となります。この考え方を踏まえ、本町に住む誰もが安心・安全に暮らし、課題解決に向けて共に取り組み、支え合う「地域共生社会」の考え方が重要となるため、「三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と整合を図り、以下の目指す姿を掲げます。

《目指す姿》

地域で見守り、ともに輝けるまち 三春



第2節 基本方針

第2章における全国や福島県、本町の現状を踏まえ、以下の5つの基本方針を掲げます。

方針1 安心して生活できる居場所づくり

- 円滑な社会復帰のためには、生活基盤となる住居や安定した仕事の確保が重要ですが、満期出所者の4割以上が住居を確保されないまま出所し、再犯に至るケースが指摘されています。また、刑務所に再び入所した者のうち全国で約7割、福島県でも半数以上が再犯時に「無職」となっています。
- 犯罪をした者等が地域の中で孤立してしまうと、不安や疎外感等から再び罪を犯すリスクが高まることが考えられます。そのため、地域社会の一員としての自覚や自己有用感を高めるため、地域での居場所をつくることが重要です。

方針2 適切かつ切れ目ない行政サービスの提供

- 再犯者の中では高齢者や障がい者が全体の約15%以上となっており、福島県においても65歳以上の割合が多く、安定した生活を再建するための支援が重要です。
- 高齢者や障がい者の再犯を防止するためには、本人の状態に応じて必要な福祉や医療サービスにつなげ、適切な支援を提供することが必要です。

方針3 一人ひとりの状況に応じたサポート体制の構築

- 再犯防止対象者のうち、福島県では「非行のある少年」や「少年院からの仮退院者」は減少傾向であるものの、全国では新受刑者のうち、最終学歴が「高校未満」の方が半数以上となっています。
- 更生に向けて必要な支援については、一人ひとりの属性や生活状況等によって異なるため、相談支援を行いながら、本人の状況を把握し、生活面・学習面等の必要な支援を充実させることが必要です。

方針4 社会や地域で見守り、支える環境づくり

- 地域には、犯罪をした者等の指導・支援を行う保護司や保護司を中心とした社会復帰に向けた活動を支える更生保護女性会等がありますが、会員の高齢化や人材不足が課題となっています。
- 犯罪をした者等が社会に復帰するためには自ら努力するとともに、地域の中で孤立することのないよう、住民一人ひとりの理解と協力も必要であり、更生支援に関する取り組みへの関心と理解を深めてもらうことが重要です。

方針5 多機関連携・協働によるつながりづくり

- 犯罪をした者等の社会復帰支援は、これまで国が中心となって進めてきましたが、刑事司法手続を離れた者の支援について、地方公共団体や民間団体等が連携して取り組むことが求められています。
- 犯罪をした者等の更生支援については、刑事司法機関をはじめ、保護司会、更生保護ボランティア、医療・保健・福祉関係機関・団体等、多機関による連携・情報共有により進めていくことが重要です。

～第4章 施策の展開～

第1節 安心して生活できる居場所づくり

国重点課題：就労・住居の確保等

誰もが社会から孤立することなく、安定した日常生活を送れるよう、住居やそれぞれの状況・特性に応じた就労機会の確保に取り組みます。また、地域での交流機会やサロン活動等を通して、地域での居場所づくりを推進します。

■取り組み内容

取り組み名	取り組み内容	担当部署
地域サロン活動支援	各地域において、地域サロン活動を円滑に進められるよう、開催方法や実施内容等について地域と連携・調整します。	保健福祉課
健康な地域づくり推進事業	地域と連携しながら、サロン事業の展開など地域全体で健康づくりに取り組める体制を構築していきます。	保健福祉課
就労相談支援	生活自立サポートセンターと連携しながら、生活困窮者に対する相談、就労支援を実施します。	保健福祉課
障がい者の就労機会の提供	就労を希望する障がい者等に対し、福島労働局主催による障がい者就職面接会について、情報提供を行います。	保健福祉課
高齢者住宅の設置、養護老人ホーム入所措置事業	高齢者が健康で安全・安心に日常生活を送れるよう、高齢者住宅や養護老人ホームの充実に努めます。	保健福祉課
就労支援事業の普及啓発	法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等雇用相談窓口「コレワーク東北」等について、事業主に対し、関係機関と連携した広報・周知に努めます。	産業課
求人情報、職業訓練情報の周知	ハローワークが発行している求人情報や職業訓練情報について、チラシや町ホームページを活用して、情報発信を行います。	産業課
就職相談会の実施	ハローワークの出張窓口として、「就職相談会」を実施します。必要としている人が利用できるよう、更なる周知に取り組みます。	産業課
農業と福祉の連携	農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等を支援するため、専門人材の協力や育成、取り組み体制の構築に向け、各関係機関との連携強化に取り組みます。	産業課
町営住宅の整備	誰もが安心して日常生活を送れるよう、町営住宅の管理運営を行います。	建設課

第2節 適切かつ切れ目ない行政サービスの提供

国重点課題：保健医療・福祉サービスの利用促進等

犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向けて、生活が安定するまでに必要な生活支援サービスを提供します。サービスの提供にあたっては、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、各種相談窓口へとつなげます。

■取り組み内容

取り組み名	取り組み内容	担当部署
重層的支援体制整備事業の推進	町保健福祉課が中心となり、関係機関と連携しながら、支援を必要としている人や関係者が相談しやすい環境を整備します。また、相談内容に応じて、関係課や関係機関につなぎ、必要な支援・制度の紹介等を行います。さらに、今後も利用しやすい相談窓口の在り方について検討していきます。	保健福祉課
障がい者相談支援事業所等への相談業務委託	田村地方基幹相談支援センターや各相談支援事業所において、障がい者への相談支援や必要な福祉サービス等の情報提供を行います。	保健福祉課
地域包括支援センター	地域包括支援センターにおいて、高齢者への相談支援や必要な福祉サービス等の情報提供を行います。	保健福祉課
こころの健康相談会	臨床心理士や医師による「こころの健康相談会」を実施します。今後、支援が必要な人に情報が届くよう、周知・啓発の強化に取り組みます。	保健福祉課
心配ごと相談	社会福祉協議会において、民生委員・児童委員による心配ごと相談の実施を支援します。	保健福祉課
生活福祉資金の貸し付け事業	相談者に対し、社会福祉協議会で行っている貸付事業についての情報提供を行います。	保健福祉課
薬物依存に関する治療・支援の充実	検察庁や保護観察所のほか、民間回復支援施設(ダルク ¹⁵)等と連携・情報共有を行いながら、薬物依存者やその疑いがある人の相談支援・サービス提供を行います。	保健福祉課
人権相談・行政相談事業(総合生活相談含む)	月に1回、町役場内で相談所を開設し、防災無線や町広報紙等を活用しながら、相談日の周知を図ります。	住民課

15 Drug (ドラッグ) Addiction (依存症、行動嗜癖) Rehabilitation (リハビリ) Center (施設) の頭文字をとって、DARC (ダルク)。ダルクは「薬物依存症」という病気から回復して、社会復帰を目指すための民間のリハビリ施設。

第3節 一人ひとりの状況に応じたサポート体制の構築

国重点課題：学校等と連携した修学支援の実施等、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

再犯防止に向けた取り組みを効果的に行うためには、対象者の特性等を適切に把握したうえで必要なサポートを行うことが重要です。また、非行だけでなく、不登校等の児童・生徒が抱える生活上の問題にも対応するため、学校等における相談体制の充実に取り組みます。

■取り組み内容

取り組み名	取り組み内容	担当部署
スクールカウンセラー派遣事業	スクールカウンセラーを派遣し、相談しやすい校内相談窓口体制を構築します。	教育課
青少年有害環境対策等に関する啓発活動	青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の推進について啓発活動を行います。	生涯学習課
生涯学習施設を利用した生涯学習の機会提供	生涯学習施設の適正管理・有効活用を進め、魅力ある生涯学習事業を実施します。	生涯学習課
子どもの学習支援事業	NPO 法人ビーンズふくしまと連携しながら、不登校、中退防止に係る支援に取り組みます。	保健福祉課
権利擁護の推進	認知症や障がい者の権利を守るため、成年後見制度等の普及啓発に努めます。また、適切なタイミングで制度を利用できるように支援します。	保健福祉課
地域での学び場づくり	地域活動や民間ボランティア、保護司等と連携し、地域における学びの場づくりを推進します。	保健福祉課



第4節 社会や地域で見守り、支える環境づくり

国重点課題：民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

犯罪をした者等が犯罪を繰り返さないよう、各種団体等と連携しながら情報提供・更生支援を行うとともに、更生しようとしている人が地域社会において孤立することのないよう、再犯防止に対する住民への周知・啓発を行います。

■取り組み内容

取り組み名	取り組み内容	担当部署
社会を明るくする運動の実施	広報車による啓発活動や作文コンテストの発表会・表彰式の開催、青少年健全育成標語入選作品決定審査会を開催し、明るい地域社会を築くための運動を実施します。	保健福祉課 生涯学習課
三春町更生保護女性会、田村地区保護司会三春町支部支援	社会を明るくする運動の実施や再犯防止啓発活動の実施等を支援します。また、各団体における会員の確保を支援します。	保健福祉課
更生保護事業	毎月20日を「少年を非行から守る日」として、広報車により町内全域を広報巡回します。	保健福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に、地域のサロン活動等を運営しながら、住民同士の支え合い活動を推進します。	保健福祉課
民生委員見守り訪問	各地域の民生委員による一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への訪問・見守り活動を行います。今後も顔の見える関係での見守り活動を実施します。	保健福祉課
認知症高齢者等見守りネットワーク	認知症高齢者が徘徊等で行方不明になった時、地域の協力団体の支援を得て早期発見できるよう連絡体制を構築します。今後、ネットワークへの更なる団体の参加を推進します。	保健福祉課
社会福祉協議会福祉活動補助金	社会福祉協議会における各種福祉活動及び事業が円滑に進むよう、財政的支援を行います。	保健福祉課
民生児童委員協議会負担金	民生委員・児童委員による各種活動が円滑に進むよう、財政的支援を行います。今後は、一人ひとりの資質向上を支援します。	保健福祉課
保護司会等と連携した人材発掘等	将来的に適正な保護司数を維持できるよう、保護司会と連携しながら、人材発掘・育成に関する保護司会の取り組みを支援します。	保健福祉課
様々な機会による地域住民の再犯防止への理解促進	町ホームページや町広報紙において、保護司や更生保護女性会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を紹介し、再犯防止に関する取り組みへの住民の理解促進のための啓発活動を行います。	保健福祉課

第5節 多機関連携・協働によるつながりづくり

国重点課題：国・民間団体等との連携・強化等

再犯を防止するためには、息の長い支援かつ就労・住居・保健・医療等の多岐にわたる支援が必要となるため、刑事司法機関や更生保護関係団体をはじめ、地域生活定着支援センター等の国・県における関係機関、地域団体との連携・情報共有を図りながら、更生支援の取り組みを推進していきます。

■取り組み内容

取り組み名	取り組み内容	担当部署
要保護児童対策地域協議会運営事業	要保護児童や要支援児童及び特定妊産婦について、関係機関が連携・支援できる体制づくりに取り組みます。	子育て支援課
青少年問題協議会の開催	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の事項について、調査審議します。	生涯学習課
地域ケア会議の開催 (地域包括支援センター)	困難事例の検討や地域課題を抽出するために、定期的に多様な関係者が集まり、情報交換を行います。	保健福祉課
地域ケア推進会議の開催	地域課題の共有・検討・政策立案等を行いながら、課題解決に向けた話し合いの場を設定します。	保健福祉課
情報の共有	保護観察所等の関係機関や保護司会・更生保護女性会等の民間協力者、民生委員・児童委員等の地域団体の間で、再犯防止に関する情報を共有し、課題解決に努めます。	保健福祉課



～第5章 計画の推進～

第1節 計画の推進体制

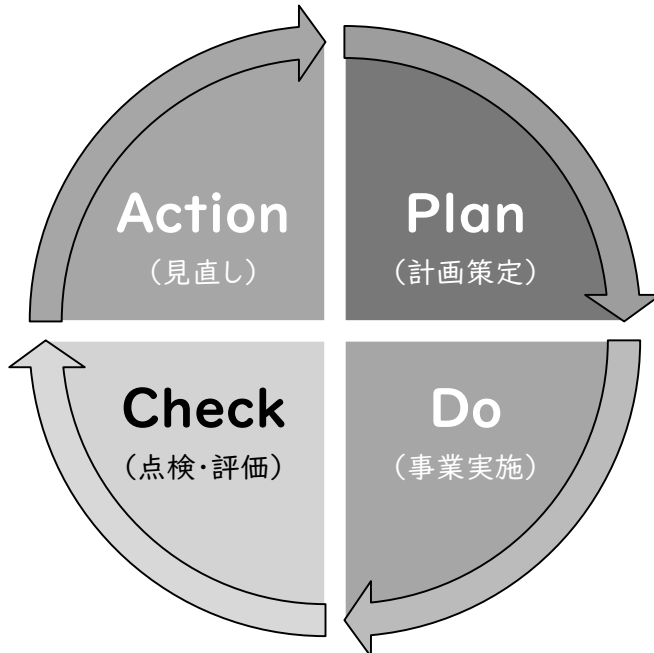
再犯防止に関する施策は、更生保護をはじめ、高齢・障がい・住宅・雇用・教育など幅広い分野にわたっています。そのため、本計画の推進にあたっては行政だけでなく、各支援機関・団体や地域の協力が必要不可欠です。

町は、福島保護観察所や仙台矯正管区の技術的指導を受けながら、行政・各支援機関及び団体・地域の連携強化を図り、直面する課題等の情報共有や今後の取り組みの方向性等について検討していきます。また、支援が必要なケースが実際に発生した場合は、町保健福祉課が窓口となり、関係機関等と連携して支援会議等を行い、犯罪をした者等への必要な支援がより適正かつ迅速に行えるよう努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくため、行政では全庁的な体制整備と関係機関との連携を図りながら、各種事業を推進するとともに、PDCA サイクルに基づき、計画の進行管理を行います。

■PDCA サイクル



参 考

再犯の防止等の推進に関する法律

発令 　　：平成 28 年 12 月 14 日号外法律第 104 号

最終改正：令和 4 年 5 月 25 日号外法律第 52 号

改正内容：令和 4 年 5 月 25 日号外法律第 52 号[令和 4 年 5 月 25 日]

○再犯の防止等の推進に関する法律

〔平成二十八年十二月十四日号外法律第百四号〕

〔法務大臣署名〕

再犯の防止等の推進に関する法律をここに公布する。

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービス

の利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。
(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。
(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。
(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価を支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯

の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

三春町再犯防止推進計画

発 行 令和5年3月 三春町
編 集 三春町 保健福祉課 福祉グループ
〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2
TEL : 0247-62-3166
FAX : 0247-62-0202
